

# 四国中央市まち・ひと・しごと創生本部要綱

平成 27 年 2 月 2 日

訓令第 1 号

## (設置)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)に基づき、少子化及び人口減を克服し、将来にわたって活力ある地域を維持していくための全庁的な施策の推進を図るため、四国中央市まち・ひと・しごと創生本部(以下「創生本部」という。)を置く。

## (所掌事務)

第 2 条 創生本部の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 人口問題対策に関すること。
- (2) 地方版総合戦略の策定及び推進に関すること。
- (3) 地域資源の発掘及び活用並びに情報発信に関すること。
- (4) 行政改革に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

## (組織)

第 3 条 創生本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、参与、部長及び次長(担当部長に限る。)をもって充てる。

## (本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、創生本部を代表し、会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 創生本部の会議(以下「会議」という。)は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (下部組織)

第 6 条 創生本部に総合戦略庁内連携会議、協働推進重点プロジェクト会議等を置くことができる。

## (庶務)

第 7 条 創生本部の庶務は、創生本部担当課において処理する。

## (その他)

第 8 条 この訓令の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。  
(四国中央市行政改革推進本部要綱の廃止)
- 2 四国中央市行政改革推進本部要綱(平成 21 年四国中央市訓令第 4 号)は、廃止する。